

4 ダイオキシン関係

(1) 法令等の概要

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）／平成11年 法律105号

工場及び事業場から発生するダイオキシン類の排出等を規制し、ダイオキシンによる汚染対策を推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、規制基準を設けています。

(2) ダイオキシン類に関する環境基準

(平成11年 環境庁告示68号、最終改正：令和2年 環境省告示35号)

媒体	基準値	測定方法	適用
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所は適用しない
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	日本産業規格 K0312 に定める方法	公共用水域、地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	公共用水域（水底の底質）
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない
備 考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2, 3, 7, 8 四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。 			

(3) 届出について

種別	期日	概要
ア 設置届	設置の工事の60日前	特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から30日以内	設置（使用）の届出事項のうち、氏名・名称、及び住所に係る事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。
ウ 構造等変更届	変更の工事の60日前	設置（使用）の届出事項のうち、特定施設の種類、構造、使用の方法、発生ガス・排水水・汚水等の処理の方法、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、事前にその旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合、実施制限期間の短縮ができます。 ※特定施設の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに設置届が必要です。また、施設を増設する場合は設置届が必要です。
エ 承継届	承継の日から30日以内	特定施設を譲り受け、又は借受け、設置（使用）届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から30日以内	特定施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日から30日以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。

(4) 特定施設及び規制基準

ア 大気基準適用施設及び基準

(施行令第1条 別表第1) (施行規則第1条の2 別表第1) (施行規則附則第2条 附則別表第2)

番号	特定施設の種類の種類	施設規模	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	
			既設	新設
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原動機の処理能力が1時間1トン以上	1	0.1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格出力が1,000kVA以上	5	0.5
3	亜鉛の回収施設（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）	原料の処理能力が1時間0.5トン以上	10	1
4	アルミニウム合金の製造施設（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行なう工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）	焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間1あたり0.5トン、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	5	1
5	廃棄物焼却炉 ※火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計）が1時間あたり50kg以上のもの	焼却能力が1時間あたり4,000kg以上	1	0.1
		焼却能力が1時間あたり4,000kg未満、2,000kg以上	5	1
		焼却能力が1時間あたり2,000kg未満、50kg以上	10	5
注1) ダイオキシン類対策特別措置法施行の際、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、新設施設の排出基準を適用 注2) 排出基準は標準状態に換算した排出ガスによるものとする。				

イ 水質基準対象施設及び基準

(施行令第1条 別表第2) (施行規則第1条の2 別表第2)

番号	特定施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 pg-TEQ/L
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設)	
17	フロン類(CFC及びHCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※ 廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令により 10pg-TEQ/L。